

# 四万十市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月 策定

平成19年7月6日付、総務省の通知により、地方公共団体は技能労務職員等の給与等の総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組み方針を策定し公表することとなりました。

四万十市の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を公表します。

## 1. 現 状

### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

平成19年4月1日現在

区 分	公 務 員						民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
四万十市	44.6 歳	68 人	333,020 円	358,026 円	344,410 円	—	— 歳	— 円	—	
学校給食員	35.7 歳	4 人	238,704 円	257,000 円	243,700 円	調理師	46.1 歳	223,100 円	1.07	
用務員	46.5 歳	25 人	348,366 円	366,064 円	356,036 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.53	
自動車運転手	43.6 歳	6 人	319,480 円	374,767 円	353,700 円	自家用兼用運転手	50.9 歳	292,000 円	1.09	
保育調理員	42.8 歳	19 人	320,202 円	349,733 円	341,844 円	調理師	46.1 歳	223,100 円	1.44	
病院調理員	47.8 歳	9 人	366,259 円	383,936 円	381,836 円	調理師	46.1 歳	223,100 円	1.64	
電話交換手	44.2 歳	2 人	X 円	X 円	X 円	—	— 歳	— 円	—	
その他	43.7 歳	3 人	X 円	X 円	X 円	—	— 歳	— 円	—	
高知県	52.7 歳	248 人	345,083 円	373,931 円	359,223 円	—	— 歳	— 円	—	
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	— 歳	— 円	—	
類似団体	47.0 歳	— 人	311,588 円	335,821 円	327,353 円	—	— 歳	— 円	—	

区 分	参考：年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
四万十市	— 千円	— 千円	—
うち学校給食員	4,432 千円	3,034 千円	1.46
うち用務員	6,103 千円	3,284 千円	1.86
うち自動車運転手	6,849 千円	3,751 千円	1.83

※公務員は、給与実態調査のデータを使用しています。（H19.4.1）

※民間データは、賃金構造基本統計調査の公表データを使用しています。（H16～H18の3年平均）、このため、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

※参考の年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したもので、公務員は前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※職種のうち「その他」とは、看護助手等です。

※個人の特定が可能となる場合（1人～3人）は、数値をXとして表記しています。

### (2) 年齢別職員数

区 分	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
技能労務職員数	2 人	2 人	4 人	7 人	4 人	10 人	10 人	12 人	11 人	6 人	0 人	68 人
学校給食員				3		1						4
用務員			2	4	2	1	3	3	5	5		25
自動車運転手		1	1			1		1	1	1		6
保育調理員	2	1	1		2	1	4	6	2			19
病院調理員						4	1	1	3			9
電話交換手						1		1				2
その他職員						1	2					3

### (3) その他給与に関する事項

#### ア. 給料表

一般行政職と同じ一般職給料表を5級まで適用しています。  
(国家公務員の行政職俸給表(一)の5級までと同様)

#### イ. 手当等

一般行政職に準じ支給しています。

#### ウ. 昇給・昇格基準

一般行政職に準じ、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を基準として昇給します。ただし、人事評価制度が確立されるまでの勤務成績の判定については、従前の判定基準に準じて行っています。

一般行政職に準じ、職務の経験年数に応じた昇格基準としています。

## 2. 基本的な考え方

技能労務職については、職務の特性・内容や地域の実情を踏まえ、民間委託の推進及び退職不補充の取組みを進めます。

給与面については、国、他団体における同種の職員における給与等の動向に注視しながら、適正な給与制度に見直しに取り組みます。

## 3. 具体的な取組み内容

給料表については、「非現業一般職に準じている場合は、法の趣旨に反し、是正の必要がある。」との指摘があります。国、他団体における同種の職員における給与等を参考に、技能労務職給料を制定し、中期的には国家公務員の行政職俸給表(二)の適用も視野に入れ、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

## 4. その他

退職不補充のため、技能労務職員数は、10年後に現在の約7割になることが予想されます。今後も事務事業見の直しと合わせ、職務の特性や内容、更には地域の実情を踏まえ、民間委託等を推進します。

また、今後の行財政改革の推進により、技能労務職員を配置する職務が限定され、職務の配置数に対して技能労務職員の数が上回ることが予想されます。このため、技能労務職員から一般行政職などへの職種変更(任用替制度)についても検討します。